

施設の概要

指定管理対象施設の概要（大通周辺自転車等駐車場）

No.	名称	所在地	開設年度	構造	面積(㎡)	収容台数(台)														
①	北 1 西 1 地下自転車駐車場	中央区北 1 条西 1 丁目 (創世スクエア地下)	平成28年 (2016年)	SRC造・地下 1 階	998.00	868														
②	大通西 1 丁目自転車駐車場	中央区大通西 1 丁目 (テレビ塔北側歩道)	平成22年 (2010年)	路上(歩道上)	115.00	101														
③	市役所自転車駐車場	中央区北 1 条西 2 丁目 (市役所庁舎西側)	平成24年 (2012年)	屋外(ピロティ下)	349.00	326														
④	西 2 丁目線地下自転車等駐車場 (令和 4 年 4 月供用開始予定)	中央区南 2 条西 2 丁目 ほか	令和 4 年 (2022年) 予定	RC造・地下 2 階建	2404.60	<table border="1"> <tr> <td>1 階</td> <td>自転車約</td> <td>510</td> <td rowspan="3">※ 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原付 約</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>2 階</td> <td>自転車約</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約</td> <td>1,300</td> </tr> </table>	1 階	自転車約	510	※ 1		原付 約	80	2 階	自転車約	710	合計		約	1,300
1 階	自転車約	510	※ 1																	
	原付 約	80																		
2 階	自転車約	710																		
合計		約	1,300																	
⑤	南 2 西 4 五番街自転車駐車場	中央区南 2 条西 4 丁目 (PIVO西側駐車場上)	平成28年 (2016年)	S造・平屋屋上	808.85	467	※ 2													
⑥	大通西 5 丁目自転車駐車場	中央区大通西 5 丁目 (大通公園南側)	平成23年 (2011年)	路上(歩道上)	294.00	83	※ 5													
⑦	大通西 6 丁目自転車駐車場	中央区大通西 6 丁目 (大通公園南側)	平成23年 (2011年)	路上(歩道上)	300.00	76	※ 5													
⑧	北 1 西 6 暫定自転車等駐車場	中央区北 1 条西 6 丁目 (北海道庁南側)	令和 2 年 (2020年)	路外	1332.79	1,069	※ 3													
⑨	南 2 西 3 地下自転車駐車場 (令和 5 年春供用開始予定)	中央区南 2 条西 3 丁目 (再開発ビル地下)	令和 5 年 (2023年) 予定	SRC造・地下 1 階建	725.36	約 750	※ 4													
						総計	5,040													

※ 1 西 2 丁目線地下自転車等駐車場について

- 当該駐輪場において、駐輪場管理システムを用いて南 2 西 4 五番街駐輪場及び北 1 西 6 暫定駐輪場の遠隔対応（精算機や発行機、ゲートに異常が発生した場合の警報メッセージの受信、リモート操作、カメラやインターホンによる対応）が可能となる予定です。
- 当該駐輪場は現在整備工事中の施設であり、令和 4 年 4 月 1 日より駐輪場として供用開始予定ですが、万が一止むを得ない事情が発生した場合には、供用開始を延期とする場合があります。

※ 2 南 2 西 4 五番街自転車駐車場について

- 当該駐輪場の土地は所有者である遠藤興産(株)と年度ごとに契約更新をしており、契約終了により使用できなくなる場合があります。

※ 3 北 1 西 6 暫定自転車等駐車場について

- 当該駐輪場の土地は北海道財務局から令和 4 年度までの期限付で一時貸付契約を受けて使用している土地であるため、令和 5 年度以降使用できなくなる場合があります。

※ 4 南 2 西 3 地下自転車駐車場について

- 当該駐輪場は現在整備工事中であり、令和 5 年春より駐輪場として供用開始予定ですが、万が一止むを得ない事情が発生した場合には、供用開始を延期とする場合があります。

※ 5 大通西 5 丁目、大通西 6 丁目自転車駐車場について

- 当該駐輪場は、大通公園沿いに位置しているため、イベント等の実施により、一時的に使用できなくなる場合があります、その場合、利用者に代わりとなる駐輪場を案内していただくこととなります。

※ その他

- 上記、※ 2 ※ 3 以外の駐輪場に関しても、指定管理者の指定期間中に廃止される場合があります。また、新たに設置される場合もあります。